

団体契約 塾総合保険のご案内

(賠償責任保険普通保険約款・賠償責任保険追加条項・塾特約条項・塾生徒特約条項・傷害担保追加条項 他)

- 【 保険期間 】 平成28年3月1日午後4時から平成29年3月1日午後4時まで
- 【 申込締切日 】 平成28年2月17日(水)まで
- 【 適用地域 】 日本国内で発生した対人賠償・対物賠償事故や日本国内で発生した事故によるケガが対象になります。(海外における事故は対象になりません。)
- 【 加入対象者 (記名被保険者) 】 加入対象者および記名被保険者(加入依頼書の記名被保険者欄に記載される方)は千葉学習塾協同組合の組合員に限ります。

【 ご加入方法 】

- ご加入タイプを次ページ記載のa、b、c、dからご選択ください。
- 前年度の平均塾生徒人数(1月～12月の毎月1日の生徒数の平均)を算出いただき、生徒1人あたりの基本保険料をご確認ください。
- 加入依頼書に必要事項をご記入のうえ、千葉学習塾協同組合事務局へご提出ください。
- 保険料は、郵便振替用紙をご使用のうえ、2月17日までにお振り込みください。
口座記号00120-1-591835 加入者名 千葉学習塾協同組合

【 補償内容 】

①塾の経営者の賠償責任 <塾特約条項>

塾が所有・使用または管理する施設や塾の業務遂行が原因で、他人(注1)にケガをさせたり、他人(注1)の物をこわしたことにより法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

●被保険者(補償の対象となる方)：塾の経営者およびその役員・使用人
(役員・使用人は塾の業務に関するかぎりにおいて、補償の対象となります。)

※事故例：塾で火災が発生し、先生の誘導ミスで生徒がケガをした。

塾施設から水漏れが発生し、階下の入居者の家財を濡らしてしまった。

(注1) 塾の生徒を含みます。

・被害者対応費用補償

対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金または見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとした費用を補償します。

支払限度額

被害者1名 対人見舞費用：10万円(死亡の場合)/2万円(死亡以外の場合)

被害者1名 対物臨時費用：2万円

保険期間中 1,000万円

・事故対応特別費用補償

基本補償の対象となるような損害賠償請求がなされた場合、あるいは損害賠償請求が発生するおそれがあることを被保険者が知った場合において、被保険者がその対処のために支出した費用(文書作成費用、交通費、事故現場の調査費用、記録費用・通信費など)を補償します。

支払限度額：保険期間中1,000万円

②塾の生徒の賠償責任 <塾生徒特約条項>

塾の管理下(注2)において、塾の生徒が他人(注3)にケガをさせたり、他人(注3)の物をこわしたことにより、塾の生徒またはその法定監督義務者が法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

●被保険者(補償の対象となる方)：塾の生徒および生徒の法定監督義務者
(法定監督義務者とは、親権者・未成年後見人をいい、塾および塾の講師などは含まれません。)

※事故例：生徒が誤って塾施設の窓ガラスを割ってしまった。(注4)

(注2) 塾の管理下とは、次の①から③までのいずれかの間をいいます。

①塾の授業に出席している間(休憩時間を含みます。)

②塾の授業開始前または授業終了後に塾の施設内にいる間

③塾が主催または共催する模擬試験、合宿、保護者会などの行事に参加している間

(注3) 塾の他の生徒を含みます。

(注4) 塾の生徒が占有・管理している他人の物をこわしたことによる損害賠償責任は補償の対象外です。

③塾の生徒の傷害 〈傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）〉

塾の生徒が、塾の管理下（注5）または塾との往復途上（注6）で急激かつ偶然な外来の事故（注7）によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

●被保険者（補償の対象となる方）：塾の生徒

※事故例：塾から自宅へ帰る途中、生徒が交通事故にあいケガをし入院した。

（注5）上記②の（注2）に同じです。

（注6）塾との往復途上とは、次のア、およびイ、の間をいいます。

ただし、通常の経路を著しく逸脱した場合を除きます。

ア. 自宅または学校から塾の管理下に入るまでの間

イ. 塾の管理下を離れて帰宅するまでの間

（注7）「急激かつ偶然な外来の事故」とは、次の3つすべてを満たす事故をいいます。

○急激性：結果の発生を避けることができない程度に急迫した状態をいいます。

○偶然性：原因または結果の発生が、被保険者の立場からみて予知できない状態をいいます。

○外来性：傷害発生の原因から結果にいたるまでの経過において、何らかの外部要因が身体に及ぶことをいいます。

※ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

【保険金額と保険料】

（保険期間1年）

保険金額		ご加入タイプ			
		a	b	c	d
①塾の経営者の賠償責任 （自己負担額なし）	身体賠償（1名） （1事故）	1億円 3億円	1億円 1億円	1億円 1億円	1億円 1億円
	財物賠償（1事故）	1,000万円	500万円	200万円	200万円
②塾の生徒の賠償責任 （自己負担額なし）	身体・財物共通 （1事故）	5,000万円	5,000万円	2,000万円	500万円
③塾の生徒の傷害 （1名あたり）	死亡・後遺障害	200万円	200万円	200万円	97万円
	入院保険金日額	3,000円	2,000円	1,000円	600円
	通院保険金日額	1,500円	1,000円	500円	400円
生徒1人あたり基本保険料（年間）		326円	250円	173円	100円

＜ご注意＞・ご加入いただいた組合員の前年平均生徒数の合計が1,000名以上の場合の生徒数割引30%を適用しています。

・次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

・この団体募集では上記のご加入タイプa・b・c・dのいずれかにご加入ください。

・本契約は確定保険料方式（前年の平均生徒数をもって保険料を算出しています。）を適用しているため満期後の確定精算は行いません。

【保険金をお支払いできない主な場合】

＜賠償責任保険普通保険約款＞

- ① 保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）に起因する賠償責任
- ③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- ④ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- ⑤ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任
※＜塾生徒特約条項＞において、被保険者が家事使用人として使用する者については適用しません。
- ⑥ 排水または排気（煙または蒸気を含みます。）によって生じた賠償責任
- ⑦ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任 など

＜賠償責任保険追加条項＞

※＜賠償責任保険追加条項＞は＜塾生徒特約条項＞には適用されません。

- ① 原子核反応または原子核の崩壊等に起因する賠償責任
- ② 石綿または石綿を含む製品の発ガン性その他の有害な特性に起因する賠償責任
- ③ 汚染物質の排出、流出、いつ出、分散、放出、漏出等に起因する賠償責任
- ④ 医療行為、はり、きゅう、マッサージ、身体美容・整形等または弁護士、公認会計士、税理士、建築士、司法書士、獣医師等の専門資格を要する業務に起因する賠償責任 など

＜塾特約条項＞

- ① 施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
- ② 航空機、昇降機、自動車または施設外における船、車両（自動車および原動力がもっぱら人力である場合を除きます。）もしくは動物の所有、使用または管理（貨物の積み込みまたは積み下し作業を除きます。）に起因する賠償責任
- ③ 屋根、樋、扉、戸、窓、壁、通風筒等から入る雨、雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
- ④ 塾の指導または助言の結果に起因して、塾の生徒が塾の管理下でない間に発生した事故による賠償責任
- ⑤ 塾の生徒の能力または技術が向上しないことに起因する賠償責任 など

＜塾生徒特約条項＞

- ① 被保険者の心神喪失に起因する賠償責任
- ② 被保険者の、または被保険者の指図による暴行もしくは殴打に起因する賠償責任
- ③ 航空機、船、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）もしくは銃器（空気銃を除きます。）の所有、使用または管理に起因する賠償責任 など

＜傷害担保追加条項（塾生徒特約条項用）＞

- ① 被保険者の故意または重大な過失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ② 保険金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡保険金の一部の受取人である場合は、保険金を支払わないのは、その者が受け取るべき金額にかぎります。
- ③ 被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ④ 被保険者が次のア. からウ. までのいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
ア. 法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで自動車等を運転している間
イ. 道路交通法に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
ウ. 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ⑤ 被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、保険金を支払わないのは、その被保険者の被った傷害にかぎります。
- ⑥ 地震、噴火またはこれらによる津波
- ⑦ 被保険者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」をいいます。）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

※この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

※この保険は、団体保険契約者である千葉学習塾協同組合が、その組合員の加入依頼に基づき組合員を加入対象者（記名被保険者）として締結する団体保険契約です。

※このパンフレットは、塾総合保険の概要を説明したものです。普通保険約款・特約をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

※ご加入に際しては、下記の「重要事項等説明書」を必ずご一読ください。

※保険料算出のもととなる前年の平均生徒数や業務の内容などの告知事項は、ご加入時に正しくご申告ください。

正しいご申告をいただきませんと保険金をお支払いできない場合があります。

※ご加入手続きその他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にお問い合わせください。

ご注意

●賠償責任保険は、保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。特約条項および追加条項等の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご照会ください。

●加入依頼書等の記載内容が正しいか十分にご確認ください。

●この保険契約の保険適用地域は日本国内となります。

●この保険契約について、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、損保ジャパン日本興亜は日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみを補償します。

●保険料算出の基礎となる売上高、賃金、入場者、領収金、請負金額、完成工事高等の、お客さまの保険料算出に特に関係する事項につきましては、加入依頼書等の記載事項が事実と異なっていないか、十分にご確認いただき、相違がある場合は、必ず訂正や変更をお願いします。

●保険契約にご加入いただく際には、ご加入される方ご本人が署名または記名捺印ください。

●加入者証は大切に保管してください。なお、ご加入のお申し込み日から1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●この保険の保険期間（保険のご契約期間）は原則として1年間となります。個別の契約により異なる場合がありますので、実際にご契約いただくお客さまの保険期間につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●この保険については、ご契約者が個人、小規模法人（引受保険会社の経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているものうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回等）について
営業または事業のためのご契約はクーリングオフの対象とはなりません。なお、クーリングオフとはご契約のお申込み後であってもお客さまがご契約を申し込まれた日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申し込みの撤回をすることができることをいいます。なお、次のご契約はクーリングオフのお申し出ができませんのでご注意ください。

- | | |
|-----------------------|-----------------------------|
| ① 保険期間が1年以内のご契約 | ④ 保険金請求権等が担保として第三者に譲渡されたご契約 |
| ② 営業または事業のためのご契約 | |
| ③ 法人または社団・財団等が締結したご契約 | |

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約を解約される場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお申し出ください。解約の条件によっては、損保ジャパン日本興亜の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。詳しくは取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●保険責任は保険期間の初日の午後4時（※）に始まり、末日の午後4時（※）に終わります。

（※）加入依頼書等またはセットされる特約条項にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻となります。

●実際にご契約いただくお客さまの保険料につきましては、加入依頼書等にてご確認ください。

●この保険の最低保険料（注）は加入依頼書等に記載しておりますので、ご契約の際にご確認ください。

（注）最低保険料とは、この保険を解約した場合、または、概算保険料方式でご契約いただいた場合の確定精算時に、最低限お支払いいただく保険料をいいます。

●「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約については、保険料をお客さまの最近の会計年度における売上高等により算出します。確定保険料方式でご加入いただきます場合、保険料算出の基礎数字となる最近の会計年度の売上高等については、正確にご申告をいただきますようお願いいたします。

●取扱代理店は損保ジャパン日本興亜との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、損保ジャパン日本興亜と直接契約されたものとなります。

■個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
- 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパン日本興亜公式サイト(<http://www.sink.co.jp/>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または損保ジャパン日本興亜営業店までお問い合わせ願います。申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえでご加入ください。

ご加入にあたってのご注意

●告知義務(ご契約締結時における注意事項)

- (1) 保険契約者または記名被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務(告知義務)があります。

<告知事項>

加入依頼書等および付属書類の記載事項すべて

- (2) 保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項(注)について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合には、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

(注)告知事項のうち危険に関する重要な事項とは以下のとおりです。

- ①記名被保険者
(追加被保険者を設定する場合は、追加被保険者を含みます。)
- ②業務内容
- ③損保ジャパン日本興亜が加入依頼書以外の書面で告知を求めた事項
- ④その他証券記載事項や付属別紙等に業務内容または保険料算出の基礎数字を記載する場合はその内容

●通知義務(ご契約締結後における注意事項)

- (1) 保険契約締結後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ただし、その事実がなくなった場合は、ご通知いただく必要はありません。

加入依頼書等および付属書類の記載事項に変更が発生する場合(ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。)

(注)加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が記名被保険者に原因がある場合は、**あらかじめ**取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知ください。その事実の発生が記名被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、**遅滞なく**取扱代理店または損保ジャパン日本興亜にご通知が必要となります。

- (2) 以下の事項に変更があった場合にも、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。ご通知いただかないと、損保ジャパン日本興亜からの重要なご連絡ができないことがあります。

ご契約者の住所などを変更される場合

- (3) ご通知やご通知に基づく追加保険料のお支払いがないまま事故が発生した場合、保険金をお支払いできないことやご契約が解除されることがあります。ただし、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかったときを除きます。

- (4) 重大事由による解除等

保険契約者または被保険者が暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、保険金をお支払いできないことや、ご契約が解除されることがあります。

万一事故にあわれたら

万一事故が発生した場合は、以下の対応を行ってください。保険契約者または被保険者が正当な理由なく以下の対応を行わなかった場合は、保険金の一部を差し引いてお支払いする場合があります。

- 以下の事項を遅滞なく書面で通知してください。
 - <1>事故発生の日時、場所、事故の状況、被害者の住所・氏名・名称
 - <2>上記<1>について証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称
 - <3>損害賠償の請求の内容
- 他人に損害賠償の請求をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をしてください。
- 損害の発生および拡大の防止に努めてください。
- 損害賠償の請求を受けた場合は、あらかじめ損保ジャパン日本興亜の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないようにしてください。ただし、被害者に対する応急手当または護送その他の緊急措置を行うことを除きます。
- 損害賠償の請求についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。
- 他の保険契約や共済契約の有無および契約内容について、遅滞なく通知してください。
- 上記の1.～6.のほか、損保ジャパン日本興亜が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、損保ジャパン日本興亜の損害の調査に協力をお願いします。

●この保険契約と補償内容が重複する他の保険契約や共済契約が存在する場合は、これらの契約内容について遅滞なく損保ジャパン日本興亜に通知してください。

●示談交渉は必ず損保ジャパン日本興亜とご相談いただきながらおすすめてください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく損害賠償責任を認めたり、賠償金等をお支払いになった場合は、その一部または全部について保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご一層ご注意ください。

●この保険では、保険会社が被保険者に代わり示談交渉を行うことはできません。

●保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、住民票、等
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況説明書、罹災証明書、交通事故証明書、請負契約書(写)、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書 等
③	保険の対象の時価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①建物・家財・什器備品などに関する事故、他人の財物を損壊した賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、復旧通知書、賃貸借契約書、売上高等営業状況を示す帳簿(写) 等 ②被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 診断書、入院通院申告書、治療費領収書、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 等
④	保険の対象であることが確認できる書類	登記簿謄本、売買契約書(写)、登録事項等証明書 等
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 等
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、被害者からの領収書、承諾書 等

万一事故にあわれたら（つづき）

●損保ジャパン日本興亜は、被保険者が保険金請求の完了した日から原則、30日以内に保険金をお支払いします。ただし、以下の場合は、30日超の日数を要することがあります。

- ①公的機関による捜査や調査結果の照会 ②専門機関による鑑定結果の照会
③災害救助法が適用された災害の被災地域での調査 ④日本国外での調査 ⑤損害賠償請求の内容や根拠が特殊である場合
上記の①から⑤の場合、さらに照会や調査が必要となった場合、被保険者との協議のうえ、保険金支払の期間を延長することがあります。

●保険契約者や被保険者が正当な理由なく、損保ジャパン日本興亜の確認を妨げたり、応じなかった場合は、上記の期間内に保険金が支払われない場合がありますのでご注意ください。

●賠償責任保険の保険金に質権を設定することはできません。

●被害者が保険金を請求する場合、被害者は保険金請求権に関して、損保ジャパン日本興亜から直接、保険金を受領することが可能な場合があります。詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●事故が起こった場合

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。平日夜間、土日祝日の場合は、下記事故サポートセンターへご連絡ください。

【窓口：事故サポートセンター】

0120-727-110

<受付時間>

平日/午後5時～翌日午前9時 土日祝日(12月31日～1月3日を含みます。)/24時間

※上記受付時間外は、損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご連絡ください。

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

〔ナビダイヤル〕0570-022808<通話料有料> IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は、お休みとさせていただきます。）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<http://www.sonpo.or.jp/>）

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、普通保険約款、特約条項、追加条項等をご確認ください。

また、ご不明な点については、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ご契約者と被保険者（保険の補償を受けられる方）が異なる場合は、被保険者となる方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

問い合わせ先

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

千葉支店 千葉支社 担当：福與 池淵

〒260-0026 千葉市中央区千葉港8-4

TEL 043-243-3097 : FAX 043-243-3065

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

取扱代理店

船橋保険事務所 担当：市原

〒273-0003 船橋市宮本1-21-10ベイステートYASUMA205

TEL 047-460-0320 : FAX 047-426-7666

（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）